

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）3 月 29 日提出

全 議 員

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例

札幌市議会委員会条例（昭和 31 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 2 項の表総務委員会の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。
 - (3) まちづくり政策局の所管に属する事項
- (2) 第 2 条第 2 項の表財政市民委員会の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。
 - (2) 市民文化局の所管に属する事項
- (3) 第 2 条第 2 項の表建設委員会の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。
 - (2) 下水道河川局の所管に属する事項
- (4) 第 2 条第 2 項の表経済委員会の項中「経済委員会」を「経済観光委員会」に改め、同項第 1 号中「経済局」を「スポーツ局」に改め、同項第 2 号中「観光文化局」を「経済観光局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の札幌市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 2 項の表に規定する総務委員会、財政市民委員会、建設委員会及び経済委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの条例による改正後の札幌市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項の表に規定する総務委員会、財政市民委員会、建設委員会及び

経済観光委員会の委員長又は委員となるものとし、その任期は、この条例の施行の日における旧条例第2条第2項の表に規定する総務委員会、財政市民委員会、建設委員会及び経済委員会の委員長又は委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項の表に規定する総務委員会、財政市民委員会、建設委員会及び経済委員会に付託されている事件は、それぞれ新条例第2条第2項の表に規定する常任委員会で当該事件を所管することとなるものに付託されたものとみなす。

(理 由)

札幌市事務分掌条例の一部改正に伴い、本市議会常任委員会の名称及び所管事項について所要の改正を行うため、本案を提出する。